

1 政令月収とは

入居しようとする全員の年間総所得から扶養控除額などを差し引いた後の額を12ヶ月で割った額です。(世帯の中で2人以上に所得があるときは各々の年間総所得金額を合算して計算します。)

$$(4) \text{ 政令月収} = (1) \text{ 年間総所得金額} - (2) \text{ 扶養控除額} - (3) \text{ 特別控除額} \div 12$$

2 計算方法

(1) 年間総所得金額の計算

A 給与所得のある方

年間所得金額	年間総収入金額の区分	給与所得の計算方法
	イ. 650,999 円まで	
ロ. 651,000 円から 1,618,999 円まで		(総収入金額) - 650,000 円 =
ハ. 1,619,000 円から 1,619,999 円まで		給与所得=969,000 円
ニ. 1,620,000 円から 1,621,999 円まで		給与所得=970,000 円
ホ. 1,622,000 円から 1,623,999 円まで		給与所得=972,000 円
ヘ. 1,624,000 円から 1,627,999 円まで		給与所得=974,000 円
ト. 1,628,000 円から 1,799,999 円まで		(端数処理後※の総収入金額) × 0.6 =
チ. 1,800,000 円から 3,599,999 円まで		(端数処理後の総収入金額) × 0.7 - 180,000 円 =
リ. 3,600,000 円から 6,599,999 円まで		(端数処理後の総収入金額) × 0.8 - 540,000 円 =

算出した金額
注：給与所得者が2人以上いる場合、それぞれ個別に計算してその合計をあてはめてください
年間給与所得額
(A) 円
※端数処理の方法
収入 ÷ 4,000 = A (小数点以下を切り捨てる)
A × 4,000 = 端数処理後の給与収入

B 年金収入がある方

年齢の方	公的年金の年間総収入額	年間所得金額の計算
	65歳以上の方	1,200,000 円まで
1,200,001 円から 3,299,999 円まで		(年間の総収入額) - 1,200,000 円 =
3,300,000 円から 4,099,999 円まで		(年間の総収入額) × 0.75 - 375,000 円 =
4,100,000 円から 7,699,999 円まで		(年間の総収入額) × 0.85 - 785,000 円 =
65歳未満の方	700,000 円まで	所得は0
	700,001 円から 1,299,999 円まで	(年間の総収入額) - 700,000 円 =
	1,300,000 円から 4,099,999 円まで	(年間の総収入額) × 0.75 - 375,000 円 =
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(年間の総収入額) × 0.85 - 785,000 円 =

注：年金所得者が2人以上いる場合、それぞれ個別に計算してその合計をあてはめてください
年間年金所得額
(B) 円

C 事業所得がある方

年間事業所得	事業開始の時期	計算の方法
	①現在の事業を前年以前から1年以上営み引き続き同じ事業をしている方	過去1年間の総収入 - 必要経費
②現在の事業を営んでから1年に満たない人		事業を開始した翌月から所得金額を計算する。

年間年金所得額
(C) 円

(2) 扶養控除額の計算

控除金額	控除名	控除の内容及び金額
親族控除	親族控除	【入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族】 38万円 × 人 = 万円

親族控除額
円

(3) 特別控除額の計算

控除金額	控除名	控除の内容及び金額
	寡婦(夫)控除	【所得のある方が寡婦(夫)である場合】 27万円 × 人 = 万円
	老人扶養控除	【扶養親族の内、70歳以上の老人扶養親族がいる場合】 10万円 × 人 = 万円
	特定扶養控除	【16歳以上23歳未満の扶養親族がいる場合】 20万円 × 人 = 万円
	障がい者控除	【身体障がい者がある場合】 27万円 × 人 = 万円
特別障がい者控除	【特別身体障がい者がある場合】 40万円 × 人 = 万円	

寡婦(夫)控除 円
老人扶養控除 円
特定扶養控除 円
障がい者控除 円
特別障がい者控除 円
控除額 (D) 円

(4) 政令月収額

政令月収額 = [給与所得 (A) + 年金所得 (B) + 事業所得 (C) - 控除金額 (D)] ÷ 12 = 政令月収額 円